

○議会委員会条例

制 定 昭 34. 1. 6 条例 2  
最近改正 平 26. 3.25 条例 1

(常任委員会の設置)

第 1 条 この組合の議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の職務)

第 2 条 常任委員会は、組合の事務及び議案、請願、陳情等に関し調査又は審査を行うものとする。

2 常任委員会は、議会運営に関する事項を協議する。

(常任委員会の定数)

第 3 条 常任委員会の定数は、17 人とする。

(委員の選任)

第 4 条 常任委員は、議長が組合の議会にはかつて指名する。

(任 期)

第 5 条 常任委員の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選が、任期満了の前に行われた場合は、前任の常任委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該改選の時に満了するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第 6 条 常任委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第 7 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 8 条 委員長に事故あるときは副委員長が、委員長、副委員長共に事故あるときは年長の委員が委員長の職務を行う。

(傍聴及び秘密会)

第 9 条 委員会は、議員のほか傍聴を許さない。ただし、報道関係者その他委員長の許可を得た者についてはこの限りでない。

2 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

(会議規則との関係)

第 10 条 この条例に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 3.3.27 条例 4)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平 26.3.25 条例 1）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。